

京成カード会員特約

[2011年7月16日以降に受付された会員様向け]

第1条(本特約)

1. 本特約は、第2条第1項に定めるクレジットカード(以下本特約において「本カード」といいます。)の会員に対し、「京成グループポイント規定」(以下「ポイント規定」といいます。)および「個人会員規約」(以下「会員規約」といいます。)と合わせて適用されるものとし、本特約とポイント規定または会員規約とが抵触する場合、本特約が優先し適用されるものとします。
2. 本特約で使用する用語の定義は、本特約で特に定義する場合を除き、ポイント規定または会員規約の定義によるものとします。

第2条(本カードの名称と入会方法)

1. 本カードは、三菱UFJニコス株式会社(以下「三菱UFJニコス」といいます。)と京成電鉄株式会社(以下「京成電鉄」といいます。)との提携にもとづき、三菱UFJニコスが発行する次のクレジットカードをいいます。

●京成カード

2. 入会申込者は、本特約、ポイント規定および会員規約(以下これらを総称し「本規約等」といいます。)を承認のうえ、三菱UFJニコスおよび京成電鉄(以下「両者」といいます。)に入会を申込むものとします。
3. 両者が本カードの本人会員または家族会員として入会を承認した方を会員といい、会員は、三菱UFJニコスの会員資格(以下「三菱UFJニコス会員資格」といいます。)と京成電鉄の会員資格(以下「京成電鉄会員資格」といいます。)とを有するものとします。

第3条(会員資格取消等)

1. 会員に京成電鉄の提供する特典・サービスを受けるにあたり不正な行為があった等、京成電鉄会員資格を有するに不適当であると認めた場合、京成電鉄は、何らの通知、催告を要しないで当該会員の京成電鉄会員資格を取消すものとします。これにより本人会員が京成電鉄会員資格を喪失した場合、その家族会員も当然に京成電鉄会員資格を喪失するものとします。
2. 会員が京成電鉄会員資格を喪失した場合、三菱UFJニコスは、当該会員の三菱UFJニコス会員資格を取消すものとします。
3. 会員が三菱UFJニコス会員資格を喪失した場合、京成電鉄会員資格も当然に喪失するものとします。
4. 会員が三菱UFJニコス会員資格を喪失した場合、京成電鉄または三菱UFJニコスの指示に従って、ただちに本カードを三菱UFJニコスに返却し、または本カードに切り込みを入れて破棄するものとします。

第4条(特典およびサービスの利用)

1. 会員は、三菱UFJニコスが提供する特典およびサービスを受ける場合、三菱UFJニコス所定の方法でその提供を受けるものとします。

2. 会員は、京成電鉄が提供する特典およびサービスを受ける場合、京成電鉄所定の方法でその提供を受けるものとします。

第 5 条(適用除外)

1. 会員規約中の次の規定は適用されないものとします。

●Visa ブランド以外の国際ブランドに関する規定

第 6 条(年会費の負担)

1. 本カードの年会費は、会員規約に記載の金額にかかわらず、本人会員 1,375 円(税込)、家族会員は無料とします。ただし、年会費 1,375 円(税込)のうち、京成電鉄が 825 円(税込)を負担し、本人会員の負担は 550 円(税込)とします。

[2011 年 3 月 31 日以前に受付された会員様向け]

第 1 条(本特約)

1. 本特約は、第2条第1項に定めるクレジットカード(以下本特約において「本カード」といいます。)の会員に対し、「京成グループポイント規定」(以下「ポイント規定」といいます。)および「個人会員規約」(以下「会員規約」といいます。)と合わせて適用されるものとし、本特約とポイント規定または会員規約とが抵触する場合、本特約が優先し適用されるものとします。

2. 本特約で使用する用語の定義は、本特約で特に定義する場合を除き、ポイント規定または会員規約の定義によるものとします。

第 2 条(本カードの名称と入会方法)

1. 本カードは、三菱 UFJ ニコス株式会社(以下「三菱 UFJ ニコス」といいます。)と京成電鉄株式会社(以下「京成電鉄」といいます。)との提携にもとづき、三菱 UFJ ニコスが発行する次のクレジットカードをいいます。

●京成カード Visa

●京成カード Mastercard

2. 入会申込者は、本特約、ポイント規定および会員規約(以下これらを総称し「本規約等」といいます。)を承認のうえ、三菱 UFJ ニコスおよび京成電鉄(以下「両者」といいます。)に入会を申込むものとします。

3. 両者が本カードの本人会員または家族会員として入会を承認した方を会員といい、会員は、三菱 UFJ ニコスの会員資格(以下「三菱 UFJ ニコス会員資格」といいます。)と京成電鉄の会員資格(以下「京成電鉄会員資格」といいます。)とを有するものとします。

第 3 条(会員資格取消等)

1. 会員に京成電鉄の提供する特典・サービスを受けるにあたり不正な行為があった等、京成電鉄会員資格を有するに不適当であると認めた場合、京成電鉄は、何らの通知、催告を要しないで当該会員の京成電鉄会員資格を取消すものとします。これにより本人会員が京成電鉄会員資格を喪失した場合、その家族会員も当然に京成電鉄会員資格を喪失するものとします。

2. 本人会員に対し、本カードの有効期限が到来する日の 17 カ月前から 1 カ月前までの期間に、三菱 UFJ ニコスより一度も本カードの利用代金の約定請求がなかった場合、三菱 UFJ ニコスは、本カードの有効期限の到来

をもって、当該本人会員の三菱 UFJ ニコス会員資格を取消すことができるものとします。これにより本人会員が三菱 UFJ ニコス会員資格を喪失した場合、その家族会員も、当然に三菱 UFJ ニコス会員資格を喪失するものとします。

3. 会員が京成電鉄会員資格を喪失した場合、三菱 UFJ ニコスは、当該会員の三菱 UFJ ニコス会員資格を取消すものとします。

4. 会員が三菱 UFJ ニコス会員資格を喪失した場合、京成電鉄会員資格も当然に喪失するものとします。

5. 会員が三菱 UFJ ニコス会員資格を喪失した場合、京成電鉄または三菱 UFJ ニコスの指示に従って、ただちに本カードを三菱 UFJ ニコスに返却し、または本カードに切り込みを入れて破棄するものとします。

第 4 条(特典およびサービスの利用)

1. 会員は、三菱 UFJ ニコスが提供する特典およびサービスを受ける場合、三菱 UFJ ニコス所定の方法でその提供を受けるものとします。

2. 会員は、京成電鉄が提供する特典およびサービスを受ける場合、京成電鉄所定の方法でその提供を受けるものとします。

第 5 条(年会費の負担)

1. 本カードの年会費は、会員規約に記載の金額にかかわらず、本人会員・家族会員ともに永年無料とします。

2025 年 12 月 9 日改定

京成カード「個人情報の取扱いに関する特約」

第 1 条(本特約の適用)

本特約は、個人会員規約上の「個人情報の取扱いに関する同意条項」の特約として定めるものであり、本特約と「個人情報の取扱いに関する同意条項」が抵触する場合は、本特約が優先し、適用されるものとします。なお、本特約で使用する用語の定義は、本特約または京成カード会員特約で特に定義する場合を除き「個人情報の取扱いに関する同意条項」上の定義によるものとします。

第 2 条(個人情報の取得・保有・利用・提供)

本カードの本人会員入会申込者、本人会員、家族会員入会申込者および家族会員(以下「会員等」といいます。)は、三菱 UFJ ニコス株式会社(以下「三菱 UFJ ニコス」といいます。)が取得した以下各号の情報(以下「個人情報」といいます。)を保護措置を講じたうえで下記の提携先(以下「提携先」といいます。)に提供し、提携先が下記の目的のために利用することに同意するものとします。

①入会申込時や入会後に会員等が所定の申込書に記載した、または三菱 UFJ ニコスに 提出した書面等に記載された氏名、性別、生年月日、住所、電話番号、勤務先、家族構成、住居状況等、運転免許証等の記号番号等、本人を特定するための情報(これらの情報に変更が生じた場合、変更後の情報を含みます。以下同じ)。

- ②入会申込日、契約日、振替口座、利用可能枠、与信判断結果(ただし、与信判断の理由は除きます。)等、本契約の内容に関する情報。
③本契約にもとづく支払開始後の利用残高、利用明細、月々の支払状況、お電話等でのお問合せ等により三菱 UFJ ニコスが知り得た情報。

提携先名称京成電鉄株式会社

住所〒272-8510 千葉県市川市八幡 3-3-1

電話番号 047-712-7321

利用目的

①京成電鉄の事業における商品・サービスに係わる宣伝物・印刷物の送付および電話等による営業案内

②京成電鉄の事業における商品開発・市場調査

会員等は、提携先が第 1 項にて取得した個人情報を保護措置を講じたうえで提携先と提携するグループ各社(以下「京成グループ各社」といいます。)に提供し、下記目的のために利用することに同意します。

京成グループ各社の企業名および事業内容は京成電鉄のホームページ(<http://www.keisei.co.jp>)をご覧ください。

なお、本項にもとづく個人情報の管理責任者は京成電鉄株式会社となります。

利用目的

①京成グループ各社の事業における商品・サービスに係わる宣伝物・印刷物の送付および電話等による営業案内。

②京成グループ各社の事業における商品開発・市場調査。

第 3 条(利用中止の申出)

会員等が、前条第 1 項及び第 2 項における利用目的①に定める宣伝物・印刷物の送付および電話等による、営業案内について、三菱 UFJ ニコスまたは提携先に中止を申出た場合、三菱 UFJ ニコスおよび提携先は、利用中止の措置をとります。ただし、措置を講じるために合理的に相当な期間が必要となる場合があります。中止の申出については、三菱 UFJ ニコスもしくは提携先までご連絡ください。

第 4 条(個人情報の開示・訂正・削除)

会員等は提携先に対し、個人情報の保護に関する法律に定めるところに従い、自己に関する個人情報を開示するよう請求することができます。提携先に開示を 求める場合には、提携先にご連絡ください。

万一、個人情報の内容が事実でないことが判明した場合には、提携先は、個人情報の保護に関する法律に定めるところに従い、すみやかに訂正または削除に応じます。